

答申第 801 号

諮問第 1389 号

件名：仮に年齢を記載しないことが不適法であるとして公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件を取り下げることができる規定ないしはその法的根拠が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 27 年 2 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 3 月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

愛知県公安委員会が審査請求人による審査請求に係る諮問の取下げを行っているが、公安委員会が審査請求人の同意もなく諮問中となっている事件の取下げという法律行為について、行政不服審査法における規定、ないしはその法的根拠が分かる情報を、審査請求人には「知る権利」があり、公安委員会には説明する責務がある。

毎度お馴染みの「愛知県情報公開条例第 10 条、第 7 条第 2 号に該当する」であるが、どここのどの部分が該当するのかが、全く分からず十分に説明が為されていないので反論できないが、実際に、本件審査請求人による審理中である諮問事件の取下げという法律行為が、審査請求人に対する不利益処分として行われており、取下げという法律行為が為された以上は、不適法ではなく適法であるはずであるため。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(7) 審査請求人の主張

本件開示請求は、審査請求人が情報公開請求をする度に、細部にわたって請求人の請求の趣旨に反し、補正の強要をする住民サービス課職員 A が、補正強要拒否に腹を立て現在に至るまで再三年齢の記載のない異議申立てを受理し答申が為された事実がいくつもありながら、今回に限って、受理をした異議申立てを数日間の補正の期間を区切り、それに応じないとして、行政不服審査法に規定のない不適法な「取下げ」とした事案について、その理由説明を求めた情報公開請求である。

(そもそも、住民サービス課職員 A の異議申立てを受理した行為自体が「不適法」である。)

(4) 愛知県公安委員会による不開示理由説明書について

不開示理由説明書において、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」と「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」を開示請求の意に反し関係付けることにより、個人情報である理由付けし、毎度お馴染みの「個人を特定できる情報」である存否応答拒否を利用したものである。

(ウ) 結論

本件開示請求は、「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」であり、一般的な情報の開示を求めたものであるので、公安委員会の不適法な行為（行政不服審査法に規定のない「取下げ」）の理由について市民には「知る権利」がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるも

のであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号」という具体的な文書番号に係る「審査請求に係る諮問の取下げ」について、「愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報」の開示を求めている。

イ 愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号（当時）は、開示決定等について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）による不服申立てがあったときは、不服申立てが不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない旨規定している。

ウ 諮問された不服申立ては、審議会において調査審議されることとなるが、諮問中となっている案件について、「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、「平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号」により「審査請求に係る諮問の取下げ」が通知された事実があれば、その行為に係る「規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」が、本件請求対象文書となる。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第 43 条第 1 項第 1 号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、

審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当該審査請求の当事者以外の者には知り得ない情報である。

本件開示請求は、審査請求人又は審査請求人の関係者が当該審査請求の当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は審査請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

よって、本件請求対象文書の存否にかかわらず、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度においては、本件請求対象文書のありなしを答えることは審査請求人に対し、審査請求人又は審査請求人の関係者に関する情報を開示することとなる。

その情報は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない、個人を識別できる不開示情報である。

さらにこの情報は、「平成〇年〇月〇日付け愛知県公安委員会による〇発第〇号、〇号、〇号、〇号」という具体的な文書番号の「審査請求に係る諮問の取下げ」により、「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、「公安委員会」により、「審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げ」られた者に関する情報であり、請求者にとって不利益となる行政処分に関する詳細な情報であることから、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格的な権利利益を害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人の情報を含む行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、不開示とすべき特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第15条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第1項第1号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、特定の日付及び文書番号により愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査請求に係る諮問の取下げをしたことについて、愛知県個人情報保護条例の規定には、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとあるが、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、公安委員会により審査請求に係る諮問の取下げが行われたとする日付及び文書番号を指定した上で、遅滞なく審議会に諮問しなければならないとする愛知県個人情報保護条例の規定を引用しつつ、仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書を求めるものである。

エ 実施機関によれば、本件開示請求書には、特定の審査請求の処理に関

する情報が詳細に記載されており、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、本件審査請求人又はその関係者が当事者となっている事例に関する情報の開示を求めているものと解するほかなく、仮に本件請求対象文書が存在するとしても、特定の個人の情報を含んだ文書となることである。

オ 本件開示請求書には、特定の日付及び文書番号で公安委員会により審査請求に係る諮問の取下げがあった旨が記載されている。この記載は、公安委員会が特定の日付及び文書番号により審査請求に係る諮問を取り下げたことを前提としたものであるが、当該日付及び文書番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものとは認められず、当該前提のみでは、文書の存否を答えるだけで条例第 7 条第 2 号の不開示情報を開示することにはならない。

また、その余の記載を併せ読んだとしても、「仮に」とした上で法的根拠を求めており、本件開示請求は、一般的な情報を求めているものと解される。

よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、特定の個人が審査請求書に年齢を記載することなく公安委員会に審査請求をし、当該審査請求についての審議会への諮問が同意なく取り下げられたという事実の有無を明らかにすることになるとまでは認められない。

カ そして、「仮に審査請求書に年齢を記載しないことが不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、審議会に諮問中である諮問案件を取り下げることができる規定又は法的根拠が分かる文書」の存否を答えたとしても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示することになるとは認められない。

キ したがって、本件請求対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるとした実施機関の判断は、妥当であるとはいえない。

以上のことから、実施機関は、本件請求対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成○年○月○日付け愛知県公安委員会による○発第○号、○号、○号、○号による審査請求に係る諮問の取下げについて、愛知県個人情報保護条例第43条第1項第1号の規定は、「審議会への諮問等について遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。」とあるが、仮に「年齢を記載しないこと。」が不適法であるとして、公安委員会が審査請求人の同意もなく、諮問中となっている事件を取り下げることができる規定、ないしはその法的根拠が分かる情報。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 22	諮問
27. 8. 28	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 9. 3	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 3. 18 (第484回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 7. 11 (第493回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 16	答申